

意見書案第2号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の
早期実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年6月15日

東近江市議会議長

西村和恭様

提出者

東近江市議会議員 西崎 彰

賛同者

東近江市議会議員 澤 居 寛 明

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の 早期実現を求める意見書

皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としない」こと、および「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」ことの二案が示されており、これらはすでに多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、当議会は、国会および政府に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな議論を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

東近江市議会議長 西 村 和 恭

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣官房長官		